

■表3 補装具と日常生活用具の種目見直し

補装具		日常生活用具	
点字器	日常生活用具へ移行	重度障害者用意思伝達装置	補装具へ移行
頭部保護帽		浴槽（湯沸器）	廃止
人工喉頭		パーソナルコンピューター	
歩行補助つえ（一本つえのみ）		* 障害者情報バリアフリー化支援事業助成対象品を、日常生活用具種目参考例に組み入れることを検討	
収尿器	廃止		
ストマ用装具			
色めがね	廃止		

補装具の定義	日常生活用具の定義
<p>3つの要件をすべて満たすもの。</p> <p>1) 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの</p> <p>2) 身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの</p> <p>3) 給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するもの</p>	<p>3つの要件をすべて満たすもの。</p> <p>1) 安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの</p> <p>2) 日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの</p> <p>3) 製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの</p>